

運転免許取得の為の参加規約

◎第1条(申込の手続き)

本契約は入校希望者または代理人より合宿免許の参加申込みの申告をいただき株式会社安全運転教育協議会(以下弊社)が所定の手続きを開始した時点より効力を有するものとします。

◎第2条(契約の成立)

入校希望者または代理人より直接電話、ファックス、メール、その他通信手段でのお申込みを受付けた時点で契約の成立となります。

パンフレット設置の運転免許取扱店舗においては所定の手続きによりお申込みを受付けます。受付けた時点で契約の成立となります。

◎第3条(教習料金の支払い)

①現金の場合

現金でのお支払いについては指定期日までにお支払いください。

②ローンご利用の場合

ローン支払いをご希望される場合、指定のローン会社をご利用していただきます。

◎第4条(参加資格)

	普通二輪	普通車	大型二輪	大型特殊	
年齢	満16歳以上	満18歳以上			
視力	両眼(矯正含む)で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上あること。 一眼が0.3未満かゼロの方は、残る一眼の視力が0.7以上で、視野が左右150°以上あること。				
	けん引	中型自動車	大型自動車	普通第二種	大型第二種
年齢	満18歳以上 普通・中型・大型 又は大特免許を 取得している	満20歳以上 普通又は 大特免許を 取得して 運転経歴 2年以上	満21歳以上 普通・中型又は 大特免許を 取得して 運転経歴 3年以上	満21歳以上 普通・中型・大型又は 大特免許を取得して 運転経歴3年以上	
視力	両眼(矯正含む)で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上。深視力誤差平均2cm以下であること。				
弁色力	赤、黄、青、の色が見分けられること。				
聴力	普通会話に支障がないこと。				
学力	普通の読み書きのできる方。日常生活にさしつかえのない程度にできればよい。				
外国籍の方	国籍等を記載した住民票と在留カード・健康保険証・パスポートのいずれか1点が必要。				
その他	身体、その他に障害がある方でも、その程度によって教習できますのでご相談ください。				
※四肢体幹など身体の一部に障害をお持ちの方は、住所地を管轄する公安委員会(各都道府県の運転免許試験場)に行き、身体適性審査を受けて「身体適格審査回答書」をもらってください。					

①身体に障害のある方および、運転に影響する病気や症状等のある方は、事前に各都道府県の運転免許試験場「運転適性相談窓口」にて適性相談をお受けください。適性相談の結果、不適切の場合は入校の受付はできません。なお、適性相談を受けた方は「運転適性相談終了書」を必ず入校時にご持参ください。

②欠格・処分期間や取消処分者講習の可否については必ずお客様自身で所轄の運転免許試験場にお問合せください。

③交通事故・違反による行政処分を受けた方は、各都道府県の運転免許試験場にて「運転免許記録証明書」を発行してもらい、自動車学校までお持ちください。

④免許取消し処分を受けた方は、各都道府県の運転免許試験場で受験相談をお受けください。欠格期間の終了をご確認の上お申込みください。ご入校に際し「取消処分通知書」をご持参ください。

⑤欠格期間を終了していない方の申込みはできません。また免許取消や行政処分を受けた方はお申込み時に必ず自己申告してください。

⑥教習は日本語で行います。日本語の読み書きができない方はご入校出来ません。又ご入校する教習所において日本語での教習内容を理解できないと判断された場合、ご入校はお断り致します。

⑦刺青、タトゥーなどがある場合は入校できません。

⑧免許所持者の方は入所当日必ず免許証を御持参下さい。

⑨20才未満の方は保護者の承諾を必要とします。

上記の内容について、虚偽の申告または必要な手続き(自己申告や必要書類の提出等)をされなかった場合は、教習所において入校をお断り致します。また教習中に申告に虚偽が確認された場合第14条(強制退校)の対象となります。

◎第5条(キャンセル料金)

契約の成立(第2条)後、以下の場合キャンセル料金を支払うものとします。

①入校日2週間前から入校日当日の期間内でのキャンセル。

②入校日、契約者の都合により指定された集合場所、時間に到着できず入校できなかった場合。

③入校日2週間前から入校日当日の期間内の申込内容を変更した場合。

④入校時に虚偽の申告や記載があった場合。

⑤入校日2週間前から入校日前日までにローン不成立の場合。

⑥入校日2週間前から入校日前日までにローン希望の方がお客様の都合でローン手続きを怠った場合。

上記①～⑥に該当した場合のキャンセル料金…20,000円(消費税別)

キャンセル料金の支払いにつきましては現金で契約の場合、すでに入金済みの教習料金よりキャンセル料金を差し引き残金を弊社より返金致します。ローンで契約の場合、現金でお振り込みいただきます。ご入金確認後、ローン手続きを解約致します。

◎第6条(振り込み手数料)

銀行振込などの手数料(教習料金、キャンセル料、解約による返金等)については契約者のご負担とさせていただきます。

◎第7条(入校の定義)

お申込みされた教習所に指定された書類が受理され且つ教習所において入校手続きが完了した時点を入校とします。書類の未整備や参加資格が満たない場合は入校が認められない場合があります。その場合一時帰宅頂き再入校またはキャンセル扱いとなります。また一時帰宅の交通費は契約者のご負担となります。

◎第8条(中途解約)

中途解約とは、各教習所の入校手続き後、退校(転校を含む)される場合を言います。

◎第9条(中途解約の精算)

I.自己都合による場合

①中途解約の場合は、各教習所の試算にもとづき中途解約の精算を致します。

②ローン契約者が中途解約した場合、ローン契約はそのまま継続するものとし、精算金がある場合のみ契約者に現金にて返金するものとします。

③中途解約された方の場合の交通費は契約者のご負担となります。

II.入校した教習所の理由により教習が中止された場合

下記の①～④の対応となりますのでご注意ください。

①算出方法

{参加費用-(予約管理費+交通費)}÷卒業までの最短日数×滞在日数=A 精算額=参加費用-A

②ローン契約者の場合、ローン契約はそのまま継続するものとし、現金にて返金するものとします。

③解約された方は規定に基づく精算後、転校手続きを行います。転校に伴う費用は契約者の負担とします。

④その他、天災地変などにより教習が続行不能となった場合は、契約者と教習所及び弊社が誠意をもって話し合い精算致します。

◎第10条(最短日数)

各教習所別に卒業迄の最短日数を定めておりますが、これはあくまでも予定であり、天候等の自然条件又は参加者の能力及び教習所の都合等により、卒業迄の日数が異なる場合があります。

◎第11条(遅刻)

①入校時の遅刻

入校日の集合時間に遅れた場合、契約者が入校する教習所の了承が得られれば参加出来ます。但し、了承が得られない場合は当日キャンセル扱いとなりキャンセル料金が掛かります。

②各教習時間に対する遅刻

教習期間中に契約者の事情により、教習並びに検定の開始時間に遅れたり、参加しなかった場合、日程が大幅に延長となります。その場合は、その分の教習費、宿泊費の実費は契約者の負担となります。また遅刻等の改善がなされない場合、強制退校となります。

◎第12条(教習の一時中断)

教習期間中に自己都合(病気、伝染病等により教習に耐えられないまたは、他人に感染の恐れがある場合)で一時帰宅する場合は教習所に相談のうえ指定の手続きを行い、その後の教習日程等は、指示に従うものとします。その場合の往復交通費は自己負担となります。また、教習を継続しない場合は第9条に準じて精算致します。

◎第13条(免責)

次に例示するような事由により損害を被られた場合に於いては弊社及び教習所は免責とします。

①天災地変、官公庁の命令、その他教習所の管理が出来ない事由により生ずる教習の中止、日程の変更。

②合宿期間中(教習所滞在・教習・検定・送迎・宿泊先滞在・往復の交通機関での事故・並びにその他の個人的な時間)に於て発生した事故。

③盗難

教習所は適正な入校説明を行う等、合宿中の事故、紛争の防止に努めるものとしますが、合宿中、偶発的に発生した事故、又は紛争については契約者と教習所の相互間に於て誠意をもって話し合い自主的な解決を図るものとします。

◎第14条(強制退校)

①契約者はこの参加規約及び教習所の定める校則や宿泊規則を遵守し、宿舎並びに教習所内外で、他人の迷惑となる行為及び社会の公序良俗(危険ドラッグ、薬物使用含む)に反する行為。

②暴力、未成年者による飲酒等の行為ならびに器物破損。

③不正な行為を行って、教習・検定を受けた場合や法令に反する行為。

④契約者の不注意または故意による教習・検定の欠席及び延長。

⑤教習期間中、教習所又は宿泊地を無断で離れ何等連絡のない時。

(無断外出中に要した経費が有る場合は契約者の負担となります)

⑥その他、教習所の管理責任者が合宿教習に不適切な行為があったと判断した場合。

①～⑥に該当した場合、強制退校となりただちに帰宅していただきます。

この場合、精算金及び交通費、割引特典等の支給はありません。

◎第15条(追加料金)

①各教習所で保証する教習時間、宿泊日数を越えて教習を受ける場合は、追加料金を必要とします。この追加料金は教習所の請求に対し、契約者は卒業迄に支払うものとします。

②契約者の不注意や都合(病気、怪我、遅刻を含む)により教習、検定を受講されなかったり、故意に検定不合格となる行為をした場合は、教習・検定・宿泊とも保証内容に含まれませんので、別途請求いたします。

◎第16条(宿泊施設の変更)

宿泊施設の都合や教習の超過、一時帰宅により宿泊施設が変更となる場合があります。

◎第17条(終了)

この合宿教習は、契約者の卒業検定合格をもって終了となります。

合格後に宿泊を希望される方は期間内の卒業であっても契約者の負担となります。

第18条(反社会的勢力の排除)

契約者及び入校者は以下の①～③の事項を確約し虚偽があった場合は契約を解除致します。

また入校後確認された場合は強制退校となります。

この場合、精算金及び交通費、割引特典等の支給はありません。

①自らが、暴力団・暴力団関係企業・総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。

②反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

③契約及び教習料金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア.相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ.偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

◎第19条(個人情報)

個人情報につきましては、(株)安全運転教育協議会の連絡事項及び情報提供以外には使用いたしません。

上記の規定を了承し、参加致します。万一これに違反した場合は、いかなる処置に対しても一切異議を申し立てません。